2022年度実施の国内大学等奨学生予約採用について

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部

2022年4月版

目次

第1章	奨学金の概要 ••••••• 2
第2章	給付奨学金について ・・・・・・ 7
第3章	貸与奨学金について ・・・・・・・20
第4章	申込・推薦手続きの概要・・・・・・32
第5章	申込手続きの要点 ・・・・・・・・38
第6章	推薦手続きについて ・・・・・・・55
第7章	採用候補者決定後 ••••••66
第8章	その他 ・・・・・・・・・・73

第1章 奨学金の概要

2

第1章 奨学金の概要



1. 奨学金の種類

	奨学金の種類	利子	奨学金の交付方法
給付奨学金(原則	則、返還不要)	_	毎月1回振込み
	第一種奨学金	無利子	毎月1回振込み
貸与奨学金 (返還必要)	2000 一		毎月1回振込み
	入学時特別増額貸与奨学金	(在学中は無利子)	初回振込時に1回限り

※給付奨学金の対象者は、大学等の入学金・授業料の減免の対象となります。(17~18ページ参照)

2. 採用種別

予約採用

大学等に進学する前年度に申し込む。(高校等を通じて4月下旬から申込み)

※高校3年生に加え、高校卒業後2年以内(浪人生)も申込み可能です。

在学採用

大学等に進学後に申し込む。

定期採用

春または秋に申し込む。

家計急変採用(給付) 緊急•応急採用(貸与)

被災・生計維持者の失職等により家計急変した世帯が対象。 随時申し込む。



3. 予約採用の流れ

	時期	手続きなど			
	4月	周知・募集 (学校→生徒)	• リーフレットの配付等により奨学金の募集について周知		
	4月~7月 ※10月	申込み (生徒)	・インターネット(スカラネット)で申込み・マイナンバーの提出(生徒→機構へ直接郵送)・マイナンバー以外の申込書類提出(生徒→学校)		
進学前	5月~8月 ※10月~11月	推薦 (学校)	・インターネット(スカラAC)で推薦・申込書類の取りまとめ・送付(学校→機構)		
	10月~12月 ※1月	採用候補者の決定 (機構)	・スカラネット、スカラACに選考結果を表示(67ページ)		
		採用候補者への通知 (機構→学校→生徒)	・「採用候補者決定通知」の送付・交付(機構→学校→生徒)		
大学等へ 進学後	4月	進学届の提出 (学生→機構)	 大学等に<mark>進学後、</mark>指定される期限までに<mark>進学届</mark>を提出(インターネット)することにより<mark>奨学生</mark>に採用 ・奨学金の振込開始 		

※印は秋に募集する予備回の予定時期です。予備回については6ページにて説明します。



第1章 奨学金の概要



2022年度に実施する国内大学等奨学生予約採用 申込・推薦スケジュール

	申込期間 (スカラネット)	申込書類の 機構送付期限	推薦期間 (スカラAC)	採用候補者 決定時期 (予定)
第1回	4月22日(金) ~5月31日(火)	6月1日(水) ~6月17日(金)		10月下旬
第2回	6月1日(水) ~6月30日(木)	7月20日(水)	5月23日(月) ~8月10日(水)	11月下旬
第3回	7月1日(金) ~7月31日(日)	8月10日(水)		12月下旬
予備回	10月7日(金) ~10月21日(金)	11月4日(金)	10月13日(木) ~11月4日(金)	1月下旬

- 採用候補者早期決定の観点から可能な限り1回目、2回目にてお手続きを進めていただくようお願いします。
- 申込書類は6月1日以降に機構へ到着するよう郵送をお願いします。書類送付先は別途通知等でお知らせします。



予備回について

● 対象者

就職希望のため春(第1回~第3回の日程)に奨学金の申込みを行わず、その後就職から進学へ進路変更する生徒等

- ※ 病気等のやむを得ない事由により、第1回~第3回の日程に奨学金の申込みが行えなかった者についても、 申し込むことは可能です(個別の事由については、機構へ届け出ていただく必要はありません)。
- ※ 第1回~第3回の日程で申込みした生徒等は予備回で申込みできません。

● 申込可能な奨学金

給付奨学金、貸与奨学金の両方に申込み可能

● 注意点

- 予備回申込者の採用候補者決定時期は令和5年1月下旬を予定しております。採用候補者早期決定の観点から、少しでも進学の可能性があって奨学金の利用を検討する生徒に対しては、 第1回~第3回にて申し込みするようご案内をお願いします。
- 機構送付期限後に申込書類が到着した場合や書類等に不備がある場合には、採用候補者決定通知時期が 令和5年2月以降となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。



第2章 給付奨学金について

第2章 給付奨学金について



2020年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、大学、短期大学、高等専門学校(4~5年生)、専修学校専門課程における授業料等減免制度の創設と併せて給付奨学金が拡充されました。 (授業料等減免制度については、17~18ページ参照)

1. 対象となる学校種

大学・短期大学・高等専門学校(4~5年生)・専修学校(専門課程)

● 給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校(「確認大学等」)です。

確認大学等は、文部科学省のホームページで毎年8月頃に公表されます。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



「確認大学等」ではない学校へ進学した場合、修学支援新制度としての給付奨学金や授業料等減免を 利用できません。

多 独立行政法人 日本学生支援機構

第2章 給付奨学金について

2. 対象者の要件

「申込資格」を有しており、「学力基準」と「家計基準」の両方を満たしている必要があります。

(1) 申込資格

- ① **初めて**高校等(本科)を卒業予定又は卒業後2年以内(※1)の者で、次年度に大学等へ進学(又は高等専門学校4年次に進級)予定であること(※2)
 - (※1) 高等専門学校の場合は、3年次生又は3年次を修了後2年以内の者。
 - (※2) 高校等卒業後2年以内であっても、大学等へ進学して給付奨学金を受けたのちに退学や辞退した人については、 あらためて給付奨学金を受けることはできません。
- ② 日本国籍を有する者 又は

外国籍の人で次のいずれかに該当する者

- 「法定特別永住者」
- 在留資格が<u>「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」</u>である人
- ・在留資格が<u>「定住者」であって、将来永住する意思がある人</u> (在留資格が<u>家族滞在の人物定住者で永住の意思がない場合</u>、採用されません。)

8

第2章 給付奨学金について



(2) 学力基準

- ① 高等学校等における全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること ※ 高等学校等在学者は原則1年生から2年生まで(既卒者は3年生まで)
- ② 上記①に該当しない場合は、レポートの提出や学校における面談(※)により、学修意欲等(進学の目的、進学後の学修継続の意志)が認められること。
 - ※ レポート・面談票の参考様式は「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き」に掲載(高校等における<u>通常の</u> 進路指導におけるレポートや面談記録等があれば足りる)。
 - ※ レポート・面談票は学校保管(作成翌年度から3年間)、機構への提出は不要。
 - ●「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き」(文部科学省策定)

※文部科学省ホームページで公開されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1417213.htm

10

第2章 給付奨学金について



(3) 家計基準

●詳細については、生徒向けの「給付奨学金案内」4ページ、学校向けの「推薦事務のてびき」51ページに記載していますので、併せてご確認ください。

収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

以下の支援区分(第Ⅰ区分~第Ⅲ区分)のいずれかに該当すること

支援区分	年収の目安(※)
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	約270万円以下
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約300万円以下
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約380万円以下

※ 年収の目安は、両親、本人、中学生の4人世帯を想定したものです。

● 生徒本人と本人の生計を維持する者(生計維持者(原則として父母))の所得等に基づき、 家計基準に該当するかどうか、提出されたマイナンバーにより機構が審査します。

(具体的には、2021年1月~12月の収入に基づく2022年度の住民税情報に基づいて審査します。)

資産基準

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産(不動産、負債は対象としない)の 合計額が基準額未満であること(生計維持者が1人の場合:1,250万円、2人の場合:2,000万円)

● 資産に関する証明書(通帳の写し等)の提出は不要



【参考】収入・所得の上限額の目安

(単位:万円)

世帯	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
人数	以	第 [区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第 [区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、親①(★)	207	298	373	135	192	245
3人	本人、親①(★)、中学生	221	298	373	147	196	250
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、 中学生	271	303	378	182	212	287
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、 大学生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395親②:100	親①:461 親②:100	親①:217親②:100	親①:277親②:100	親①:353親②:100

- 表中の数字は目安の金額です。所得要件は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されるため、世帯構成、障がい者の有無、 各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。
- 機構のホームページに掲載している「<u>進学資金シミュレーター</u>」で、対象となるかおおよその確認ができます。
 https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

※「進学資金シミュレーター」は、この後13ページで紹介します。

12

第2章 給付奨学金について



■進学資金シミュレーター

https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション」では、給付奨学金制度の対象になりそうかどうかを 調べることができます。

(注)シミュレーション結果と実際の審査結果は<u>必ずしも</u> 一致しません。

◆給付奨学金シミュレーション(生徒・学生向け)

いくつかの質問に答えることで、給付奨学金を受けることができる年収のおおよその目安を知ることができます。

◆ 給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けることができそうかを知ることができます。

ご利用にあたって不明な点や詳しい利用方法については、 機構のホームページ掲載「給付奨学金シミュレーション かんたんガイド(生徒・学生向け)」「給付奨学金シミュ レーションご利用の手引き」をご覧ください。

※貸与奨学金のシミュレーションも行うことができます。





第2章 給付奨学金について



3. 支給月額

原則として、入学してから卒業(修業年限の終期)するまで支給

(1)大学·短期大学·専修学校(専門課程)

(月額)

57/\	国纪	立立	私立		
区分	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第 I 区分 (住民税非課税世帯の者)	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	
第 II 区分 (住民税非課税世帯に準する世帯の者)	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	
第Ⅲ区分 (住民税非課税世帯に準する世帯の者)	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	

- 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます(23ページ)。
 - (希望月額が貸与されない(一定の期間O円となる)場合があります。) む 「**併給調整**」といいます。
- 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準する)状態のことをいいます。進学後の手続きにおいて、「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。
- 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等(※)から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指し、これ以降の説明では、これらの施設等に在籍している人を「社会的養護が必要な人」といいます。
- 14 通信教育課程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関らず、(第I区分)51,000円、(第I区分)34,000円、(第II区分)17,000円が<u>年1回支給</u>されます。

第2章 給付奨学金について



(2)高等専門学校

区分	国纪	公立	私立		
区刀	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
第 I 区分 (住民税非課税世帯の者)	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円	
第 I 区分 (住民税非課税世帯に準ずる世帯の者)	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円	
第Ⅲ区分 (住民税非課税世帯に準する世帯の者)	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円	

- 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。 (希望月額が貸与されない場合があります。)
- 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等(※)から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
 - ※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。



4. 進学後の手続き等

- ① **進学先の確認大学等で**別途手続きを行うことで、大学等における<u>授業料及び入学金減免も</u> 併せて対象となります。
- ② 進学後に貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)が新たに必要となった場合には、大学等を通して在学採用で申し込むことができます。
 - ※ 第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。
- ③ 進学後、毎年度行う適格認定においては、学業成績等や家計の状況について基準に該当するかどうかの判定が行われます。
 - ・学業成績等が不振の場合には、支援が打ち切られることがあります。
 - ・家計については、申込時に提出されたマイナンバーを利用して、毎年10月に支援額の 見直し等を行います。(見直しにより、一定期間振込みが停止される場合があります。)
 - ※ 申込時にマイナンバーを提出できなかった人は、支援期間中、**毎年、所得に関する書類を提出** していただきます。
 - ※ この他にも、毎年定期的に**在籍報告**や**奨学金継続願**の提出が必要になります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給が止まったりする可能性があります。
- ④ 予約採用にて採用候補者とならなかった場合でも、進学後に大学等を通して在学採用、家計 急変採用(生計維持者が死亡、災害等に遭った場合)により申し込める場合があります。

16

<参考>入学金・授業料の減免について



申請から認定まで

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。減免の手続きは、進学 先の学校での申込みが必要です。詳細については、進学先の学校に必ずお問い合わせください。

(1) 申請時期

原則、毎年春及び秋に進学先の学校で募集を行います。申請時期は学校で定めているため、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

給付奨学生として採用候補者となった時期と入学金の支払い時期が重複する場合、その支払い方法や支払い猶予等については、学校に必ず確認してください。

(2) 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。(8ページ参照)

(3) 減免額(年額)

世帯の所得金額に基づく区分(第 I ~Ⅲ区分:詳細は11ページを参照)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び学校種等により異なります。

(4) 支援対象者の要件(基準)

給付奨学金の要件(基準)と同じです。(9~12ページ参照)

(5) 申請手順等

学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、学校へ提出します。

<参考>入学金・授業料の減免について



認定後の手続き

(1) 適格認定(家計)

支援期間中、毎年、家計基準(11ページ)による支援区分の見直しを行います。

- 給付奨学金の適格認定と同じです。(16ページ参照)
- 確認の結果、授業料等減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

(2) 適格認定(学業成績等)

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。

判定の結果授業料等減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

● 打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです。

(3) 継続願の提出

年間2回(4月、10月頃)適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。 在学している学校が定める継続願を学校へ提出してください。

● 継続願の提出がないときは、授業料等減免の支援が止まります。

18

第2章 給付奨学金について



■周知資料(生徒配付用の給付奨学金リーフレット) A4サイズ(A3・2つ折り) 1枚

このリーフレットは、新**しい給付型奨学金制度の周知を目的**としたものです。**ホームルーム等での配付に際し、お伝えいただきたいポイントを記載**しています。





第3章 貸与奨学金について



1. 貸与奨学金の種類・基準

第一種奨学金

第二種奨学金

利子

無利子

<u>有利子</u>

(在学中は無利子)

貸与方法

奨学生本人名義の普通預金・通常貯金口座への毎月の振込

+

第一種又は第二種奨学金の 初回の振込時に

入学時**特別增額**貸与奨学金

<u>有利子</u>

(在学中は無利子)

増額して振込(1回限り)

要件

(学力基準)

・評定平均値が3.5以上

※35末満の者で、生計維持者が住民税 非課税・生活保護受給、社会的養護を必 要とする者であって、進学後も優れた成 績を修める見込みがある者

(家計基準) (目安)

· 4人世帯(本人、父母、中学生) 747万円以下(給与所得者)

(学力基準)

①平均以上の成績の者 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者 又は ③勉学意欲のある学生

(家計基準) (目安)

• 4人世帯(本人、父母、中学生) 1,100万円以下(給与所得者)

第一種奨学金よりゆるやかな基準

第一種奨学金と第二種奨学金の**両方の貸与**(併用貸与)も可能 (ただし、併用貸与の基準を満たす必要があります。)

日本政策金融公庫の 「国の教育ローン」を申込み 審査が通らなかった人 (候補者決定後に手続き)

申込時の家計収入が一定額以下 の場合は、「国の教育ローン」 の申込手続きを省略可

単独での利用はできません





2. 貸与金額

第一種奨学金

申込時における生計維持者の収入が一定額以上の場合、最高月額以外の月額から選択(最高月額は選択不可)。 <u>給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。</u>(希望月額が貸与されない(一定の期間中〇円となる)場合があります。) ⑤ 「併給調整」といいます。

	大学				大学				·高等専門学校	(4・5年生)
区分	国公立		国公立		国公立		私立			
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外		
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円		
				50,000円				50,000円		
最高月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円		
以外の月額	30,000円									
	20,000円									

第二種奨学金

希望額を選択できます

入学時特別增額貸与奨学金

希望額を選択できます

	大学·短期大学· 専修学校(専門課程) · 高等専門学校(4•5年生)
貸与月額	2万円 ~ 12万円 (1万円単位)

大学·短期大学· 専修学校(専門課程) 貸与額 10万円 ~ 50万円 (10万円単位)



● 私立大学の医学・歯学・薬学・獣医学の課程の場合、

12万円を選択した場合に限り次の増額が認められます。

医学・歯学の課程・・・・4万円(合計16万円)

薬学・獣医学の課程・・・2万円(合計14万円)

第3章 貸与奨学金について



給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立		
子仪性加。和15	哭子並の区力	自宅	自宅外	自宅	自宅外	
	第 I 区分	O円	O円	O円	O円	
大学 (昼間部)	第Ⅱ区分	O円	O円	O円	O円	
(昼间部)	第Ⅲ区分	20,300円(25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円	
rate-l-24	第 I 区分	O円	O円	O円	O円	
短期大学(昼間部)	第Ⅱ区分	3,800円(7,100円)	O円	O円	O円	
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円	
	第 I 区分	7,900円(5,600円)	O円	O円	O円	
高等専門学校	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	O円	O円	
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円	
市校学坛	第 I 区分	1,900円 (3,800円)	O円	O円	O円	
専修学校 - (専門課程)	第Ⅱ区分	16,200円(19,500円)	O円	O円	O円	
(昼間部)	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円	

- (※1) 生活保護(扶助の種類は問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内 の金額となります。
- (※2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。
- (※3) 夜間部(昼夜課程を除く)に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。 詳細は機構のホームページに記載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html
- (※4) 上表の貸与月額に係る機関保証料の目安は、JASSOのホームページに掲載されております。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/hosho/kikan/hoshoryo.html

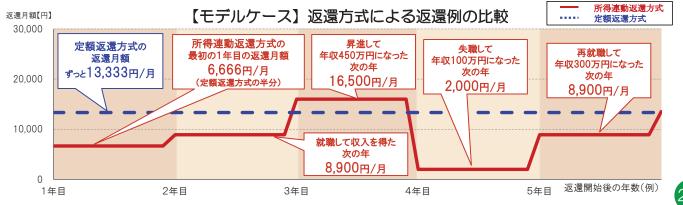


3. 返還方式

(1) 返還方式の種類

※ 進学後、「進学届」で変更することができます。

		奨学金の種類			
返還方式	説明	第一種 奨学金	第二種 奨学金	入学時特別増額 貸与奨学金	
所得連動返還方式	卒業後の所得に応じて毎年の返還額が変動します。(返還期間も変動)	選択可	選択不可	選択不可	
定額返還方式	毎月一定額を返還します。(返還期間は一定)	選択可	選択可	選択可	



第3章 貸与奨学金について



(2) 割賦方法

(定額返還方式の場合のみ選択します) ※ 進学後、「返還誓約書」提出時に選択していただきます。

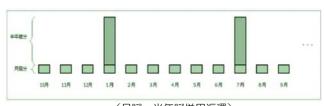
月賦返還

毎月定額での返還

月賦•半年賦併用返還

返還金の半分については毎月定額で返還し(月賦分)、もう半分については半年 に1回(1月と7月)定額で返還する(半年賦分)、月賦と半年賦とを併せた返還





(月賦・半年賦併用返還)



4. 保証制度

機関保証

「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。

- ●機構が毎月の奨学金の貸与額から保証料を徴収し、本人に代わり保証機関へ支払います。
- 保証料を支払っているから「奨学金の返還をしなくても構わない」ということではありません。

保証機関(日本国際教育支援協会)に一定の保証料を支払い、連帯保証を受けます。

- 所得連動返還方式を選択した奨学金については、機関保証とする必要があります。
- 保証料の月額は、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料(目安)は、機構のホームページにも掲載していますので参考にしてください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/hosho/kikan/hoshoryo.html

人的保証

条件に合う連帯保証人(父母)・保証人(おじ・おば等)を自ら依頼・選任します。 ※ 進学後、「進学届」で選任していただきます。

連帯保証人

奨学金の返還について本人と同等の責任を負い、本人が返還しないときは、その全額を返還しなければなりません。

保証人

本人と連帯保証人が返還しない場合、代わりに返還します。

保証人は申し出により、返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます(「分別の利益」といいます)。また、本人に資力があることを証明できれば、本人へ請求するよう主張でき(「検索の抗弁」といいます)、本人に請求していない分を請求されたときは、まず本人へ請求するよう主張できます(「催告の抗弁」といいます)。



第3章 貸与奨学金について



連帯保証人・保証人の選任条件

	連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】				
選任条件	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※)	 父母以外の人。 生徒及び連帯保証人と別生計の人。 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 4親等以内の親族。(※) 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※) 				
連帯保証人、 保証人に 共通の条件	① 生徒の配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に生徒が満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。					



【代替要件】(連帯保証人・保証人の選任条件)

- 連帯保証人については「4親等以内の親族」(条件②)、保証人については「4親等以内の親族」(条件④) 又は「65歳未満」(条件⑤)の条件を満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出に より「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。
- 具体的には次の条件A~Cの<u>いずれか1つ以上</u>を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得 や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

	条件	証明書類
^	給与所得者:年間収入金額 ≧ 320万円	所得証明書、源泉徴収票等
A	給与所得者以外:年間所得金額 ≧ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
В	預貯金残高 ≧ 貸与予定総額	預貯金残高証明書
С	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額	固定資産評価証明書

▶ 上記のA~Cを組み合わせて返還予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

組合せ	条件
A + B	年間収入 + (預貯金残高 ÷ 16(年)) ≧ 320万円 (※)
A + C	年間収入 + (固定資産の評価額 ÷ 16(年)) ≧ 320万円 (※)
B + C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額
A + B + C	年間収入 + (預貯金残高 + 固定資産の評価額) ÷ 16(年) ≧ 320万円(※)

(※) 320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。

28

第3章 貸与奨学金について



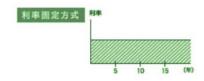
5. 利率の算定方法

第二種奨学金に適用

※ 進学後、「進学届」で変更することができます。

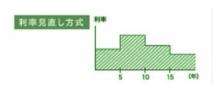
利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還が完了するまで変わりません。



利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率について、おおむね5年ごとに利率の見直しが行われます。



利率の上限は3%(貸与中・在学中は無利子)

【参考】令和4年3月に貸与が終了した奨学金の利率(基礎月額に係る利率)

■ 固定方式 : 年0.369%■ 見直し方式: 年0.040%

※JASSOホームページにて最新の利率を公開しています。

https://www.iasso.go.ip/shogakukin/about/taiyo/taiyo 2shu/riritsu/2007ikou.html



貸与奨学金について 第3章



6. 返還中の制度・手続き

返還の開始

奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月から始まります。

● 3月貸与終了(卒業)の場合、10月27日が初回の返還期日となります。

繰上返還

次回以降に返還する分を繰り上げて返還できる制度です。

※通算15年まで

減額返還

病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を減額して返還する制度です。

- 毎月の返還額を1/2(1/3)にすることができます。
- 「所得連動返還方式」を選択している奨学金については利用できません。

※通算10年まで(願出の事由による)

返還期限の猶予

病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、返還を先送りする制度です。

- 申込時に申告された年収が一定額以下の場合、期間の制限無く利用できます(「猶予年限特例」)。
- 猶予期間中は無利子です。
- 貸与終了後に引き続き在学する場合や、別の学校に在学する場合も、願出により返還期限が 猶予されます(「在学猶予」)。

迈環免除

本人が死亡又は精神・身体の障害により労働能力を喪失した場合、返還未済額の全部または -部が免除される制度です。

個人信用情報の 取扱い

返還が一定期間以上滞った場合、延滞となっていること(個人情報)が個人信用情報機関に 登録されます。

貸与奨学金の申込時に、この取扱いに同意する必要があります。

● 一度登録されると、延滞を解消しても、延滞が解消されたという情報として更新され、 登録された情報は返還完了後5年後に削除されます。



第3章 貸与奨学金について



貸与奨学金の返還支援

貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。

● 地方公共団体による奨学金の返還支援(地方創生) 地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方を対象に、奨学金の返還を支援 する取組みが行われております。機構ホームページで、こうした取組みを紹介しています。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html



● 企業による奨学金返還支援(代理返還)

各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するために、企業がその社員に対し、返還を支援 する取組みが行われております。機構ホームページで、こうした取組みを紹介しています。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html





第4章 申込・推薦手続きの概要



第4章 申込・推薦手続きの概要



1. 申込・推薦手続の概要

生徒(申込み)

- インターネット(スカラネット)で申込入力
- 書類提出 マイナンバー提出書類(生徒→機構) マイナンバー以外の書類(生徒→学校)



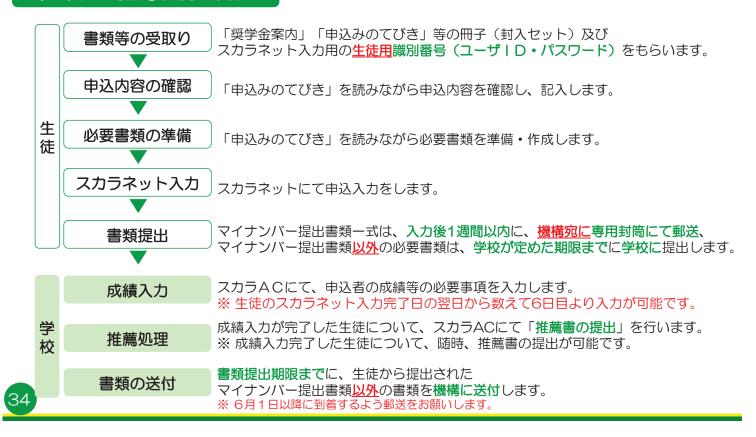
スカラネットトップページ

学校(推薦)

- インターネット(スカラAC)で成績入力・推薦書提出
- 生徒が提出したマイナンバー以外の書類を取りまとめて機構へ送付
- ※ 提出書類に不備等がある場合、マイナンバー提出に関することは機構から生徒本人へ照会します。 マイナンバー以外の不備については学校へ照会票をお送りしますので、対象生徒への交付をお願いします。
- ※ 選考結果については、スカラネット・スカラACで公開するほか、機構から学校へ通知を送付しますので、 生徒への交付をお願いします。



2. 申込・推薦手続の流れ



第4章 申込・推薦手続きの概要



■申込・推薦書類の各学校送付について

※ 4月中旬頃までに以下の資料等を送付します。

	発送物	発送時期
1	周知関係資料 (高等教育の修学支援新制度の周知用リーフレット) 19ページ参照	3月中旬に発送完了
2	申込・推薦関係資料 (生徒配付用の申込書類、推薦事務のてびき) 39ページ参照	4月中旬までに発送予定
3	識別番号票 (生徒用と学校用のユーザID・パスワード) 41・56ページ参照	4月中旬までに発送予定
4	推薦依頼文 (募集日程等の詳細を示し、奨学金希望者の推薦を依頼します)	4月中旬頃に発送予定



3.2022年度実施の予約採用の変更点

スカラネット・スカラACのリニューアル

入力画面のリニューアルのほか、以下の機能を追加・拡充しました。 昨年度までのスカラネットは申込入力に限定されていましたが、今年度からは機能が追加・拡充されることにより、 申込後も一年を通して利用できます。

時期	項目	概要	対象
申込	①一時保存機能	入力途中の状態を 一時保存 し、後日入力を再開できる機能です	スカラネット
	②申込内容確認の通年化	通年で申込内容の確認が可能になります	スカラネット
審査	③審査進捗状況の表示	提出した書類の受付状況など、審査の進捗を確認できる機能です	スカラネット スカラAC
訂正	④訂正届等のWEB提出化	スカラネットやスカラACを通して訂正届を提出できるようになります	スカラネット スカラAC
結果	⑤選考結果の表示	スカラネット上でも選考結果を確認できるようになります	スカラネット
	⑥採用候補者決定通知 (簡易版)の印刷	スカラネットから簡易版の採用候補者決定通知を印刷で きるようになります	スカラネット

36

第4章 申込・推薦手続きの概要



2022年度実施の予約採用の変更点(続き)

スカラネットログイン時のパスワード等の設定

今年度からは、申込完了後もスカラネットに再ログインする機会が出てきます。 このため、セキュリティの観点からスカラネットログイン用のパスワードを「任意のパスワード」に変更すると ともに、「秘密の質問」の設定を行います。

※「秘密の質問」はパスワードを失念した場合に使用します。

成年年齢の18歳への引き下げに伴う対応

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。 予約採用の申込みにあたり、次のとおり取り扱いを変更します。

● 確認書への親権者同意(署名)の不要

申込時に全員が提出する「給付奨学金確認書【様式②】」および「貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書【様式③】」への親権者同意(署名)について不要とします(申込時に未成年である者についても、進学時に奨学生として採用される際には成年となっているため不要とします)。

- ※ 親権者同意が不要となることから、親権者の同意を得ることが困難な人が提出していた<u>「奨学金契約の追認</u> に関する意思表明書」および「意見書(事情書)」についても提出不要とします。
- ※ <u>マイナンバー提出書への生計維持者の署名は引き続き必要</u>です。これは、機構が法令の範囲内でマイナンバーを使用することに関する同意として署名いただいているものであり、上記の民法改正後も変更は発生しません。

. 37



第5章 申込手続きの要点



第5章 申込手続きの要点



1. 必要書類の受取り

申込関係書類及び識別番号を交付のうえ、スカラネットでの申込入力の期限・書類提出期限を伝えてください。

中込関係書類 次の①~⑤の申込関係書類一式は、封筒に封入した形で各学校にお送りします。

① 「奨学金早わかりガイド」	奨学金制度の概要の説明冊子です。②・③の要点を記載しています。
②「給付奨学金案内」	給付奨学金について詳しく説明している冊子です。
③「貸与奨学金案内」	貸与奨学金について詳しく説明している冊子です。
④ 「申込みのてびき」	申込手続の説明冊子です。 <mark>様式集</mark> が挟み込まれています。
⑤ マイナンバー提出書のセット	マイナンバーの提出に使用する次の3点セットです。(水色封筒に封入)
⑤-1 「マイナンバー提出書」	マイナンバーを提出する人の氏名等及びマイナンバーを記入する様式です。
⑤-2 説明資料	必要な添付書類(番号確認書類・身元確認書類)や提出方法等の説明チラシです。
⑤-3 提出用封筒(水色)	「マイナンバー提出書」及び添付書類を封入し、提出する際に使用する封筒です。

- 送付部数は、各学校におけるこれまでの申込書類の送付実績等を踏まえています。
- 不足の場合は、お手数ですが所定の様式(「申込・推薦関係書類 追加送付依頼書」)をFAXにてお送りください。

第5章 申込手続きの要点



① 奨学金早わかりガイド



② 給付奨学金案内



③ 貸与奨学金案内



④ 申込みのてびき



⑤ マイナンバー提出書のセット







⑤-3 提出用封筒



①~⑤の申込関係書類一式 は、封筒に封入した形で各 学校にお送りします。

40

第5章 申込手続きの要点



識別番号 (ユーザID・パスワード)

「識別番号票」に記載の「生徒用識別番号」を伝えてください。

- パスワードは、1年ごとに変更します。 今年度送付する識別番号票を確認してください。
- パスワードには、学校担当者用と生徒用の2種類があります。 生徒に対して、**学校担当者用を交付しないよう注意**してください。

:スカラネットでの申込入力時に使用 学校担当者用:スカラACでの推薦入力時に使用

スカラネットへのログインには、次の2組のD・パスワードが必要です。

- ① **学校から交付された**生徒用識別番号(ユーザD・パスワード)
- 「マイナンバー提出書」に印字された「申込ID・パスワード」

【重要】生徒用識別番号 ■学校名 日本学生支援機構高等学校 全日制 ユーザ ID 29 パスワード 99 ◆生涯中込用スカラネットURL https://www.sas.jasso.go.jp/

生徒用 (桃色)

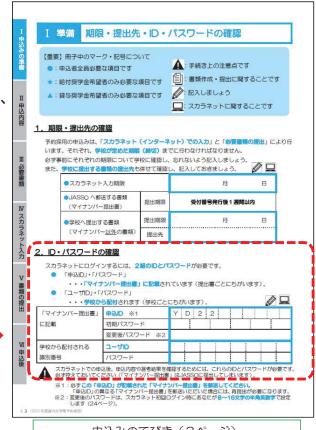


ID・パスワードを控えるようにご案内ください

申込完了後もスカラネットにログインする機会が あります。

「申込みのてびき」3ページにメモ欄がありますので、 ID・パスワードを控えるようご案内をお願いします。

> ID・パスワードを控えるよう ご案内をお願いします。



申込みのてびき(3ページ)

42

第5章 申込手続きの要点



2. 申込内容の確認

「申込みのてびき」第 II 章にて、申込内容を確認・記入します。

項目	給付	貸与	記入内容の概要		
①ID・パスワード	0		学校から交付された生徒用識別番号(<u>ユーザ D・パスワード</u>)と、 「マイナンバー提出書」に印字の「 <u>申込 D・パスワード</u> 」を記入します。		
②個人情報)	生徒の氏名・生年月日・ 国籍・在留資格 等を記入します。		
③ 在学情報)	生徒の在籍する学校の学科やクラス・出席番号等を記入します。		
④ 奨学金申込情報	0		申し込む奨学金の種類を記入します。 ● 貸与奨学金を申し込む場合、現在考えている貸与月額等も記入します。		
⑤ 家族情報)	生徒の家庭の状況や家族人数等を記入します。		
⑥ 生計維持者情報)	生計維持者の氏名等を記入します。 ● 貸与奨学金を申し込む場合、収入状況も記入します。		
⑦ 資産の申告	0	_	給付奨学金を申し込む場合、申込者本人・生計維持者の資産の合計額及び 合計額が基準額未満であることを記入します。		
⑧ 家族の特記情報	_ 0		母子・父子世帯である等特記すべき状況について記入します。		

2-1. 申込資格の確認

卒業後の期間等

次年度に大学等に進学予定(高等専門学校4年次に進級予定)であって、 高等学校等(本科)卒業予定者 又は 高等学校等(本科)卒業後2年以内の者

ただし、給付奨学金の場合は、初めて高等学校等(※)を卒業予定・卒業後2年以内の者に限ります。

(※)「高等学校等」とは、次のものをいいます。

高等学校(本科)、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校(1~3年次)、専修学校(高等課程)の3年制以上の課程

- 例① 専修学校(高等課程)2年制課程を卒業後、現在高等学校の3年生
 - ・・・貸与O、給付O
- 例② 高等学校を卒業後、現在専修学校(高等課程)2年制課程の2年生
 - ・・・貸与○、給付○(高等学校卒業後2年超の場合は×)
- 例③ 高等学校を卒業後、現在専修学校(高等課程)3年制課程の3年生
 - •••貸与O、給付×
- 申込みは、現在在籍する高等学校等(現在高等学校等に在籍していない場合は直近で卒業した高等学校等)を通じて行います。

国籍•在留資格

申込者(生徒)が外国籍の場合は次の在留資格に限り申込資格があります。

- ・法定特別永住者 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(永住する意思がある人)
- 上記以外の在留資格(「家族滞在」や「留学」等)は申込資格がありません(採用されません)。
- 申込資格のある在留資格であることの証明書類の提出が必要です(9ページ)。

44

第5章 申込手続きの要点



2-2. 生計維持者の確認

奨学金の家計基準の適否の判定は、生計維持者(給付奨学金の場合は申込者本人も)の収入・資産によります。 生計維持者を正しく申告するために確認が重要です。

(原則、生徒本人との同居・別居の他、収入の有無によらず父母2名となります。)

	状況	生計維持者	備考
社会的養護を必要とする人(※1)である		(本人)	
社会的養護を	親権者または同一世帯の父母(※2) (収入問わず)が <mark>いる</mark>	該当する親権者・父母2名(※3) (死別等により1名のみの場合は1名)	2名とならない場合 は理由の申告が必要
必要とする人 <mark>でない</mark>	親権者または同一世帯の父母(※2) (収入問わず)がいない	申込者の生計を維持する主たる者1名	父母がいない理由の 申告が必要(※4)

- ※1 社会的養護を必要とする人
 - ・・・18歳となる日の前日時点で(申込時点で18歳未満の場合は申込時点で)次の施設等に入所して(養育されて)いた(いる)人
 - ●児童養護施設●児童自立支援施設
- ●児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)
- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
- ●小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) ●里親

- ※2 父母には義父母を含みます。
- ※3 この場合、父母以外の人(同居の祖父母等)が生計維持者となることはありません。 (貸与)その人からの経済的援助が家計に定期的に入っている場合は、生計維持者への援助(生計維持者の収入)として申告します。
- ※4 必要に応じて、後日、証明書の提出を求める場合があります。



2-3. 「申込区分」の確認(貸与奨学金)

貸与奨学金を希望する場合、次の7つの「申込区分」から希望するものを選択します。

	第1希望		第2希望		第3希望
1	第一種				
2	第一種		第二種		
3	第二種				
4	併用貸与				
5	併用貸与		第一種		
6	併用貸与	••••	第一種	••••	第二種
7	併用貸与	•••	第二種		

- 第1希望の奨学金について基準(学力・家計)の適否を判定し、
 基準を満たした場合、その奨学金の採用候補者となります。(下位の希望の奨学金については判定しません)
 基準を満たさない場合、次の希望の奨学金について基準の適否を判定をします。(■■■■)
- 「区分4:併用貸与」を選択した場合は、併用貸与の基準を満たすかどうかについてのみ選考を行い、第一種や第二種のみの 選考は行いませんのでご注意ください。



利用しない奨学金は進学時に辞退できます。スカラネット入力が完了して一定期間経過後は変更することができなくなりますので、 進路の可能性を考えて慎重な選択が必要です。

第5章 申込手続きの要点



2-4. 生計維持者の申込時点の収入状況の確認(貸与奨学金)

生計維持者の申込時の収入状況を確認します。該当する収入状況によっては紙媒体の証明書類の提出が必要です。

- ●「申込みのてびき」に生計維持者の該当する収入状況を確認・記入することで必要な証明書類が分かります。
- ●収入に関する証明書類の詳しい説明は「申込みのてびき」15ページにて確認してください。

	生計	維持者の申込時の収入状況	マイナンバー で確認	収入に関する証明書類
無収入		2021年1月1日以前から無収入	0	
(以下	の収入が一切ない)	2021年1月2日以降の退職・廃業により無収入	×	退職証明書等
		2021年1月1日以前から勤務	0	
	給与収入	2021年1月2日以降から勤務(就職・転職)	×	「給与明細計算書」(様式④)+給与明細(直近3か月分)または 「年収見込証明書」(様式⑤)
	給与以外の所得	2021年1月1日以前から継続している	0	
	(自営・農業等)	2021年1月2日以降に開業	×	「開業収入計算書」(様式⑥)+帳簿
収入	失業手当(雇用保険	の失業給付)	0	
あり	生活保護		0	
	年金		×	年金振込通知書又は年金証書等
	傷病手当金		×	傷病手当金通知書
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当		0	
	労災保険給付		×	労災に係る通知書
	親族等からの援助・養育費			「援助・養育費の申告書」(様式®)

第5章 申込手続きの要点



3. 提出書類

貸与奨学金

給付奨学金

<u>生徒</u> <u>機構</u>

マイナンバー提出書類

本人·生計維持者のマイナンバーを 提出するための様式及び証明書類

●「マイナンバー提出書」

全員

→ ◆ 番号確認書類 ◆ 身元確認書類

① 「提出書類一覧表」

学校経由で機構に提出する書類を 申告するための様式

全員

② 確認書

※親権者が署名できない場合等の 追加提出書類等を含む 申込みにあたり、機構の諸規定を確認し、遵守することを約束する書類

王貝 「貸与奨学金確認書兼個人信用 情報の取扱いに関する同意書」 全<u>員</u> 「給付奨学金確認書」

③ 申込資格に関する証明書類

外国籍の申込者について、 申込資格を満たすことの証明書類

該当者のみ

生徒 → 学校

④ 社会的養護に関する証明書類

申込者が**施設等**に在籍する ことの証明書類

該当者のみ

⑤ 収入に関する証明書類

※マイナンバーの提出によって 提出不要となった以外の証明書類 スカラネットで申告(入力)した 収入の証明書類

該当者のみ

⑥ 特別控除に関する証明書類

単身赴任等の特別控除事由に**該当**し、 控除を**希望**する場合の提出書類

該当者(希望者)のみ

⑦ マイナンバーの代用書類

※マイナンバー制度開始前から海外居住でマイナンバーが提出できない場合等

マイナンバーに基づき取得できる情報の代わりとなる証明書類

該当者のみ

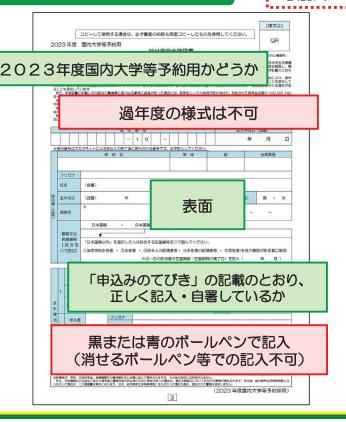
48

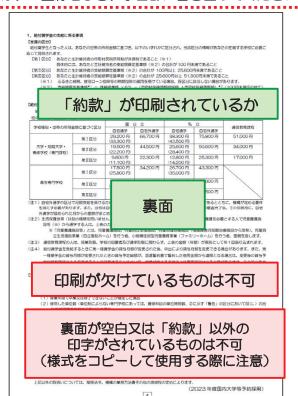
第5章 申込手続きの要点



3-1. 確認書の作成

●昨年度より、確認書への押印を不要としています。 誤記入については、二重線をひき、余白部に書き直してください。







3-2. 申込資格の証明書類

申込者(生徒)が外国籍の場合、在留資格により下表の証明書類の提出が必要です。

在留資格	証明書類
法定特別永住者	特別永住者証明書(コピー) または <u>在留資格記載</u> の住民票(原本)
永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	在留カード(コピー) または <u>在留資格記載</u> の住民票(原本)

- 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によります。
- 法定特別永住者については、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の 出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)によります。
- 定住者については、将来永住する意思の認められない人は、申込資格がありません(採用されません)。
- ▶ 上表以外の在留資格の場合(「家族滞在」・「留学」等)、申込資格がありません(採用されません)。
- 証明書類として住民票を提出する場合には、記載事項が省略されていない在留資格が記載された住民票の提出が必要です。
- 50
- 申込日時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す証明書類を併せて提出する必要があります。

第5章 申込手続きの要点



4. スカラネット入力上の留意点

ログイン

学校から交付する「<u>生徒用</u>識別番号」(ユーザD・パスワード)と、「マイナンバー提出書」に記載の「申込D・パスワード」の 2組のD・パスワードが必要です。

「新しいパスワード」と「秘密の質問」を設定

初回ログイン時に「新しいパスワード」と「秘密の質問」を 設定します(右図参照)。新しいパスワードは忘れないよう、 申込みのてびき3ページにメモしておきます。

時間制限

各画面30分でタイムアウトとなるため、「申込みのてびき」の下書きの記入を完了させてから入力します。

「一時保存機能」を使うと、入力内容を一時保存することができます ので、小まめに保存しながら入力を進めてください。

受付番号

入力(データ送信)完了後、画面に表示される「受付番号」を控え、各提出書類の受付番号欄に記入します。



第5章 申込手続きの要点



【注意】一時保存状態のままスカラネット入力期限が経過した場合

一時保存状態のまま、スカラネット入力期限が経過した場合には、**申込みを辞退したものとみなします**。

具体的には次のとおりです。

- ◆4月22日(金)~7月31日(日)の間に、初めてスカラネットにログインした生徒→7月31日(日)24時までに入力完了することが必要
- 10月7日(金)~10月21日(金)の間に、初めてスカラネットにログインした生徒 →10月21日(金)24時までに入力完了することが必要

生徒には、なるべくスカラネット初回ログイン日に入力を完了させるようご案内ください。



第5章 申込手続きの要点



5. スカラネット入力内容の訂正について

スカラネット入力完了後(受付番号発行後)、スカラネットから入力内容を訂正することができます。受付番号発行後の経過期間により、訂正できる項目が異なりますのでご注意ください。また、機構での審査の結果、訂正が認められない場合があります。

なお、訂正は誤入力によるものに限ります。申込み後の状況の変化については訂正不要です。

項目・訂正内容	訂正期間A (受付番号発行日の翌日 から5日間)	訂正期間B (訂正期間Aの経過後 〜機構での審査完了まで)
①給付奨学金の申込み:希望しません→希望します ②貸与奨学金の申込み:希望しません→希望します ③希望する貸与奨学金の種類(申込区分) ④貸与奨学金の内容(貸与月額など) ※入学時特別増額貸与奨学金の金額については下記⑦	訂正可	訂正不可
⑤給付奨学金の申込み:希望します→希望しません ⑥貸与奨学金の申込み:希望します→希望しません ⑦入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無・金額	訂正可	訂正可
⑧上記以外(あなた自身の情報・家族に関する情報等)	訂正可	一部訂正可

● ⑧上記以外(あなた自身の情報・家族に関する情報等)について、家族人数の合計が15名以上となる場合にはスカラネットからの訂正ができませんので、紙の訂正届「就学者・その他の家族訂正届(様式3)」を提出するようご案内ください。

第5章 申込手続きの要点



6. マイナンバーの提出

マイナンバーの提出が必要な人

- ① 申込者本人
- ② 生計維持者(2名いれば2名とも)

提出書類

- ① 「マイナンバー提出書」
- ② 申込者本人の番号確認書類
- ③ 生計維持者の番号確認書類
- ④ 申込者本人の身元確認書類

番号確認書類

🌈 🛈 マイナンバーカード(裏面)のコピー

② マイナンバー(個人番号)記載の住民票(コピー可)

- ③ 住民票記載事項証明書(コピー可)
- ④ 通知カードのコピー

身元確認書類



※「氏名」と「生年月日」が記載(印字)されたページをコピーしてください。(ページが分かれている場合は、両方のページをコピー)

提出時期•方法

スカラネットで申込後、上記の書類を「専用封筒(水色)」に入れて、

54

1週間以内に郵便局の窓口から簡易書留で機構指定の送付先に郵送するよう申込者へご案内ください。

いずれか1点



第6章 推薦手続きについて



1. スカラACでの推薦の流れ

スカラネット申込

■ 生徒のスカラネット入力が完了し、<u>受付番号発行日の翌日から6日目**以降**</u>

ログイン

「識別番号票」に記載の<u>学校担当者用</u>識別番号(ユーザID・パスワード) にてスカラACにログインします。

.....

- 識別番号がないと「申込・推薦」ができません。 <u>粉失しないよう気をつけてください</u>。 紛失した場合、再発行には時間がかかり、その間は申込・推薦ができなくなります。
- 「推薦事務のてびき」の裏表紙裏に識別番号票貼付欄を設けています。適宜ご利用いただき大切に保管してください。

成績入力

推薦書の提出

機構に書類送付

※ここでは、学校がスカラACで推薦後に機構へ 書類送付を行う流れを説明していますが、 先に機構へ書類を送付したあとに、スカラAC で推薦していただいても構いません。



学校担当者用(水色)

56

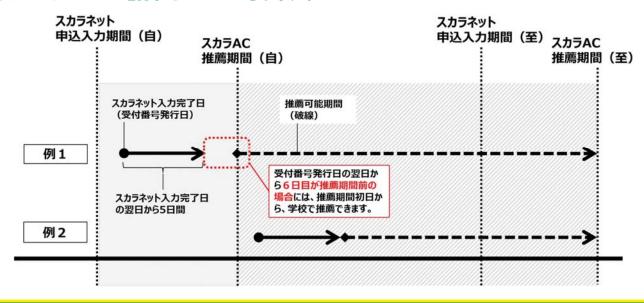
第6章 推薦手続きについて



2. 推薦可能期間について

生徒にてスカラネット入力が完了した日(受付番号発行日)の翌日から数えて6日目より、学校にて成績入力や推薦書提出が可能となります。

ただし、下記の例1のように、受付番号発行日の翌日から数えて6日目が、スカラAC推薦期間前の場合は、スカラAC推薦可能期間の初日から推薦を行うことができます(推薦可能となった生徒はスカラACにて確認することができます)。



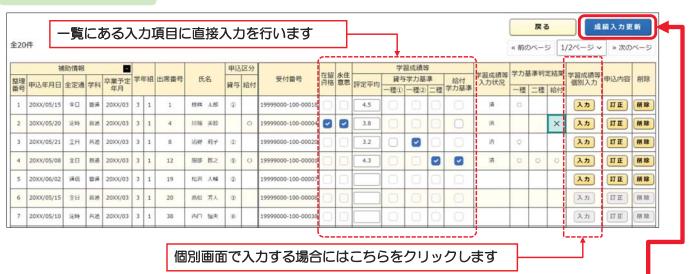


3. 成績入力

申込入力が完了した生徒について、成績等の推薦情報を入力します。

成績入力は「申込データー覧画面」での入力する方法と「学習成績等入力・推薦画面」での入力 する方法の2種類があります。

申込データー覧画面





注意:一覧上で入力した成績等は自動保存されません。入力後は必ず「成績入力更新」をクリックしてください。

第6章 推薦手続きについて



学習成績等入力•推薦画面

学習成績等入力・推薦画面にて、成績入力の概要を説明します。

学習成績等入力・推薦 普通科 ● 申込資格の確認 ● 1学年2組 機構 太郎 さんは 外国籍と申告のあった申込者について、 貸与奨学金について、⑥ 第1希望:併用貸与、第2希望:第一種奨学金、第3希望:第二種奨学金と希望し ています。 在留資格の証明書類(44ページ) 給付奨学金を希望しています。 が提出されていることを確認します。 申込資格について 上記の者は、外国籍 在留資格 定住者(永住の意思あり)と申告しています。 ※ 定住者の場合、帰国の意思が示されているので 確認書に在留資格を証明する資料が添付されていることを確認しました。 なければ図を入れていただいて構いません。 在留資格の確認のため、確認書に在留資格が記載された書類(住民票の写し等)を添付することが必要で 在留資格が「定住者」である生徒について、永住の意思があることを確認しました。 ● 成績 ● (注) 奨学金の申込資格がある在留資格は、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者 申込時までの評定平均値を入力します。 等、定住者(将来、永住の意思があることが必要)となります。 ※ 高校等在学者は1年生から2年生まで(既卒者 2. 学習成績 (5段階) の評定平均値について 学習成績 (5段階) の評定平均値を入力してください。(半角数字) は3年生まで)の期間の状況を考慮することを基 本とし、各高校等の実情に応じて3年生時の状況 を加味することができます。

(注) 小数第二位を四捨五入して3.5、4.0と小数第一位まで入力してください。



学習成績等入力・推薦画面(続き)

● 給付奨学金について ← ➤ 3. 給付型奨学金について入力してください。 <学力基準> 学修意欲の確認等の結果を選択します。 以下のいずれかを選択してください。 学修寛欲が認められ、給付奨学生としてふさわしいと判断できるため、給付奨学生として推薦します。 「〇学修意欲が認められ~」または 学修意欲が認められないため、給付奨学生として推薦しません。 「〇学修意欲が認められないため~」 4. 貸与型奨学金について入力してください。 のうち該当するものを選択します。 評定平均値が3.5以上の場合は、入力する必要はありません。 第一種奨学金について(学力基準の特例) 第一種奨学金 上記の者は、評定平均値が3.5未満です。以下のいずれかを選択してください。 評定平均値が3.5未満の場合、 ※以下のいずれかに該当する者が、機構での経済要件の審査の結果、極めて就学に困難がある者(住民) 「口特定の分野において ~」または 税非課税世帯の者、生活保護世帯の者、社会的養護を必要とする者のいずれか)として確認できた場 合には、学力基準を満たすことになります。 「口進学先の学校における~」のうち 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学先の学校において特に優れた学習成績を 該当するものに図をします。 修める見込みがあること 進学先の学校における学修に意欲があり、進学先の学校において特に優れた学習成績を修める 第二種奨学金について 見込みがあること 第二種奨学金の学力基準を 第二種奨学金 「第二種奨学金」の学力基準を満たしている。 満たしているか否かを選択します。 はい ○ いいえ



第6章 推薦手続きについて



4. 推薦書の提出

スカラACで成績入力を行っただけでは、 推薦処理は完了していません。 成績入力後に「推薦書の提出」を行ってい ただき、推薦処理が完了となります。

推薦書の提出は、成績入力後に行うことができます。

最小で1名から提出することができ、推薦 期間中であれば、何回でも推薦書の提出が 可能です。

「日付」、「学校長名」、「担当者名」を 入力し、推薦者数を確認のうえ、「提出」 ボタンをクリックします。



日本学生支援機構理事長 殿

「大学等予約推薦候補者一覧」に表示のとおり、機構の奨学生推薦基準に合致していると認められる者を推薦します。

また、申込者の必要書類については別途送付します。 (西層) 例:20XX 年 - V 月 - V 日

 学校名
 学生支援高等学校

 学校長名
 姓
 例:機構
 名
 例:太郎

 (金角5文字以内)
 (金角5文字以内)
 (金角5文字以内)

 担当者名
 姓
 例:太郎

 (金角5文字以内)
 (全角5文字以内)

【推薦状況表 大学等予約】

		希望する奨学金種別			
	合計	(貸与奨学金のみ)	(給付奨学金のみ)	(給付及び貸与)	
全申込者数	45人	12人	15人	18人	
既推薦者数	6人	1人	2人	3人	
今回推薦者數	15人	4人	5人	6人	
未推薦者数	24人	7人	8人	9人	

 (参考) 削除されたデータの件数

 合計
 誤申込
 申込辞退
 その他

 5件
 1件
 2件
 2件

推薦書を提出する場合は、下の「提出」ボタンを押してください。



61

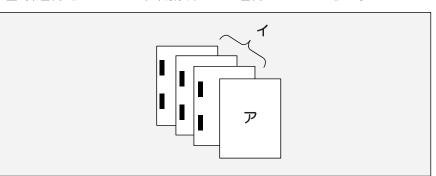


5. 機構への書類送付

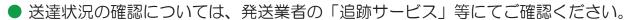
スカラACでの推薦処理後、機構への書類送付をととのえ、期限までに送付してください。

ア 「申込書類送付書」 (様式1)

イ 生徒から提出された申込書類 (受付番号順)



- ▼イナンバー提出書類が入っていませんか?申込者から機構へ直接郵送するようご案内ください。
- 給付奨学金の推薦にあたり、学修意欲等の確認に使用したレポート等について 機構への提出は不要です(学校にて保管してください)。
- 個人情報を含む書類のため、簡易書留等、記録が残る方法でお送りください。





第6章 推薦手続きについて



6. 不備照会

提出いただいた書類に不足等の不備がある場合や、提出された書類の内容に不備(未記入や判別不能など)がある場合などには、不備照会を行い、書類の再提出等を依頼します。

● マイナンバーに関する不備照会

照会先 :機構から生徒本人へ直接照会

照会方法:スカラネットで登録した電話番号や住所に、電話または簡易書留で照会文書を郵送

対応方法:生徒から機構へ直接回答を提出します。また、不備解消のため、スカラネットにて申込内容の

訂正を案内することがあります。

● マイナンバー以外の照会

照会先 :機構から学校を通して照会します

照会方法:機構から学校へ照会文書を郵送またはFAXにて送付しますので、対象生徒への配付をお願いします。

対応方法:郵送で機構へ回答します。生徒本人から直接機構へ回答することもできます。その際には、照会文書

に同封する、提出用封筒をご利用ください。

【注意】生徒によっては、同時期に、マイナンバーに関する照会とマイナンバー以外の照会を行う 場合があります。それぞれの回答提出先が異なっておりますので、どちらか一方の提出先 に、まとめて回答を提出しないよう、ご周知をお願いします。



【参考】不備の一例

ご参考までに、例年よくみられる、提出書類の不備についてご紹介します。

● 作成上の不備

確認書に受付番号が記入されておらず申込者を特定できない 等

生計維持者の申告漏れ

生計維持者となるべき人の申告が漏れている

(例:専業主婦である母を生計維持者として申告していない)

● 書類の不足

申告した生計維持者の現在の収入状況に関する証明書類(47ページ)が提出されていない 等

認められない書類

過年度の様式で提出されている(古い)、選考に必要な金額の記載がない又は読み取れない 等



第6章 推薦手続きについて



7. 申込辞退について

奨学金の**申込辞退は、スカラネットやスカラACにて手続きを行います**。生徒の申込状況や学校での推薦有無により、対応方法が異なります。

下表のとおり、「自動的に辞退となるもの(①・⑤)」や「手続きができない期間(②)」を除いて、学校での「申込データ削除(③)」や「辞退届の承認(④)」により辞退手続きを行っていただきます。お手数ですが、生徒より相談があった場合には、スカラACでのお手続きをお願いします。

申込状況等	辞退手続 の方法	説明
①受付番号発行前	(手続不要)	申込期限経過をもって、自動的に辞退となります (52ページ)。
②訂正期間A	(手続不可)	訂正期間Aにおいては辞退手続きができません。
③訂正期間Bで学校推薦 <mark>前</mark>	学校が申込 データ削除	学校がスカラACにて申込データ削除を行うことで、 辞退となります。
④訂正期間Bで学校推薦 <mark>済</mark>	辞退届提出	生徒がスカラネットで辞退届を提出し、学校がスカラACで承認することで、辞退となります。
⑤機構での審査完了・選考済	(手続不要)	機構での審査完了後の辞退はできません。 ※ 進学先で手続きをしなければ、自動的に辞退した ものとみなします。

● 訂正期間A・訂正期間Bについては53ページにてご確認ください。



第7章 採用候補者決定後



第7章 採用候補者決定後



選考後、選考結果及び関係書類を高校等へ送付しますので、高校等から生徒へお渡しください。 関係書類や機構のホームページに掲載されている**ガイダンス動画**(68ページ)を確認し、奨学金制度や必要な手続きについてご案内ください。

1. 選考結果の通知

次の方法で選考結果をお知らせします。

● スカラネット・スカラACに表示

スカラネット及びスカラACに選考結果を表示します。それぞれ、ログインすることで結果を確認することができます。

※スカラネットのログインには、ログイン用のID・パスワードが必要です。

● 「採用候補者決定通知」及び「選考結果通知」の送付

機構より学校へ「採用候補者決定通知」及び「選考結果通知」を送付しますので、学校より生徒へ交付してください。

なお、スカラネットから「採用候補者決定通知(簡易版)」を印刷することも可能です。 万が一、学校から交付する「採用候補者決定通知」を紛失した場合には、スカラネットより簡 易版を印刷するようにご案内ください。

※スカラACより、採用候補者決定通知(簡易版)の印刷することはできません。



2. 進学前の準備(採用候補者となった人)

採用候補者決定後に受け取る「**採用候補者のしおり**」や機構ホームページに掲載されている「**ガイ ダンス動画**」を確認し、進学前に必要な以下の手続きを行う準備を行うようご案内ください。

- 奨学金振込口座の開設
- (貸与奨学金)連帯保証人・保証人の依頼(人的保証選択者のみ)
- (貸与奨学金) **入学時特別増額貸与奨学金**に係る手続き(日本政策金融公庫の申込手続きが 必要と判定された者のみ) (69ページ)
- (貸与奨学金)奨学金に関する事項(貸与月額、保証制度等)の見直し
- ガイダンス動画「採用候補者の皆さんへ」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/movie.html

3. 決定通知の保管

「採用候補者決定通知」は、進学後、進学先の学校に必ず提出しなければならない大変重要な 書類です。引越し等で紛失することがないようご案内ください。

● 紛失等した場合は、スカラネットより「採用候補者決定通知(簡易版)」を印刷するようご案内ください。

4. 進学後の留意事項

進学後、進学先の大学等へ「採用候補者決定通知」等の必要書類を大学等が指定する期限まで に提出する必要があります。

また、大学等が指定する期限までに「進学届」の手続きをインターネットで手続きを行う必要があります。手続きが遅れた場合、採用が大幅に遅れたり、採用されない場合があります。



第7章 採用候補者決定後



5. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

- 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するものです。よって日本政策金融公庫の「国の教育ローン」と「入学時特別増額貸与奨学金」を併願し、「国の教育ローン」が採用された場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できませんので、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくことになります。
- 「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きを行うようご案内ください。



(※)予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

第7章 採用候補者決定後



【参考】「国の教育ローン」の概要

(2021年9月1日現在)

申込者	保護者				
融資限度額	お子さま1人につき350万円以内				
返済期間	15年以内(交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収(所得)が一定額以内の人は18年以内)				
利率	年1.66%【固定金利】 ※ 母子・父子家庭又は世帯年収(所得)が一定額以内の人は年1.26% ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入利率(固定)は、上記の利率とは異なる場合があります。				
申込時期	1年中(必要時期の2~3か月前がお申込みの目安です)				
審査期間	10日前後(その後、融資実行(融資金の口座振込)までにさらに10日前後かかります)				
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み				
申込要件	①世帯の年間収入(所得)が、子どもの人数に応じて設定された上限額の範囲内であること ②借入申込金額が350万円以内であること ③使途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること				

- 日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的な金融機関です。
- 最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページを確認するようご案内ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html



第7章 採用候補者決定後



6. 労働金庫の「入学時必要資金融資」制度

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人に限り、希望により、労働金庫(ろうきん)が実施する「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)制度に申し込むことができます。

【留意点①】入学時特別増額貸与奨学金を利用するための手続き

- 労働金庫への申込みの際には、入学時特別増額貸与奨学金を利用できることを示す必要があります。
- したがって、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と判定された人は、労働金庫への申込前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続きを済ませて、進学時に提出する書類をそろえておく必要があります。 (69ページ)

【留意点②】奨学金振込口座

● 奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います。(労働金庫を通じて行います)



【参考】「入学時必要資金融資」制度の概要

「入学時必要資金融資」制度とは、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者**の、**入学前の**入学金・授業料について労働金庫が融資する制度です。労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済します。

(2021年9月1日現在)

申込者	採用候補者(合格が決定している人)
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金(入学金、授業料。進学先に納入済のものは対象外)に対して、 申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額(10万円~50万円の間で選択した金額)が限度。 ※ 申込時に選択した金額を超えての融資は行えません。
融資方法	奨学金振込口座としてご開設いただいたご本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、 ご本人名義にて直接振り込みます。
返済期間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時に、奨学金振込口座からの引き落としにより、元金及び利息を一括して返済
利率	年1.66%【固定金利】 ※ 利率は金融情勢によって変動するため、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	採用候補者として決定後(必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください)
審查期間	申込時期により異なります。
申込手続	労働金庫の各店舗への来店による申込み

- 審査があるため、必ず利用できるというわけではありません。
- 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、この制度を利用できない場合があります。
- 最新の情報・詳細は、労働金庫のホームページを確認するようご案内ください。 http://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html





第8章 その他



1. 審査状況の確認

申込み後にはスカラネットやスカラACにて、審査の進捗状況を確認することができます。

2. スカラネットログイン用のID・パスワードを忘れてしまった場合

生徒より「スカラネットログイン用のID・パスワードを忘れた」と相談があった場合には、次のとおりご案内ください。

「申込ID(YDで始まる10桁のID)」のみ忘れてしまった場合

スカラACにて対象生徒の「申込ID」を確認することができます。お手数ですがスカラACにてご確認のうえ生徒へ「申込ID」をお伝えください。

「申込ID」と「変更後のパスワード」を忘れてしまった場合(「秘密の質問」は覚えている)

「申込ID」「氏名」「生年月日」と初回ログイン時に設定した「秘密の質問」により、パスワードを再設定することができます。学校より生徒へ「申込ID」をお伝えいただき、パスワードを再設定のうえでスカラネットにログインするようご案内ください。

「申込ID」、「変更後のパスワード」、「秘密の質問」をすべて忘れてしまった場合

学校より、機構の予約採用係までご相談ください。

74

第8章 その他

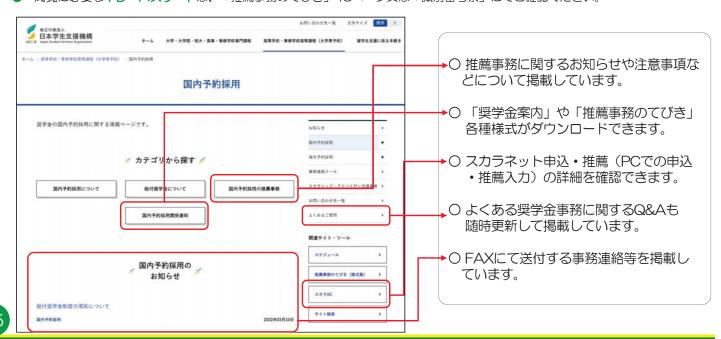


3. 奨学金事務担当者ページ |

https://www2.jasso.go.jp/koukou/kokunai/index.html

機構からの通知文・事務連絡、生徒向け配付資料等を掲載した、使用頻度の高いホームページです。 また、各種資料・ツール等も掲載していますので、ご活用ください。

● 閲覧に必要な I D・パスワードは、「推薦事務のてびき」48ページ又は「識別番号票」にてご確認ください。





4. 税の修正申告等について

選考中に、生徒の世帯から税の修正申告等を行ったことの申告があった場合、修正申告等の結果に基づき判定するため、選考が大幅に遅れる場合があります。

また、選考結果後に、税の修正申告等を行ったことにより再判定の申請があった場合、選考結果について再判定を行う場合があります。

5. 進学のために離職を予定している方への特例措置(給付奨学金)

給付奨学金希望者のうち、<u>進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合</u>は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置の適用を受けることができます。

対象となる方には機構より案内を行い、次の要件を満たすことを確認できましたら、<u>特例措</u>置を適用のうえ選考を実施する予定です。

特例措置適用の要件

次のいずれにも該当する生徒が対象となります。

- 令和5年度大学等奨学生予約採用において給付奨学金を申し込んでいる生徒
- 令和4年度(令和3年1月~12月分)の住民税が課税されている生徒
- 給与所得があり、令和5年度に確認大学等へ入学する日の前1年以内に離職した(予定の)生徒 ※令和5年度秋に確認大学等へ進学する場合、秋入学する日の前1年以内に離職した(予定)生徒も対象

76

第8章 その他



6. 奨学金についてのお問い合わせ窓口を開設しています。

奨学金希望者(生徒・父母)等からの**奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせ**に関する 電話相談窓口として、「奨学金相談センター」を開設しています。

〇 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話(ナビダイヤル): 0570-666-301(平日 9時~20時)

マイナンバーの提出に関するお問い合わせは、別途設置している以下の専用相談窓口で対応しています。

○ マイナンバー提出専用コールセンター

電話(ナビダイヤル): 0570-001-320(平日 9時~18時)

【推薦事務に関するお問い合わせ先(学校担当者専用)】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与 • 給付部採用課 予約採用係

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7

TEL 03-6743-6037 FAX 03-6743-6670

(対応時間:年末年始を除く平日 8:30~18:15)